

大津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等を減免することに要する経費に対し予算の範囲内において当該設置者に補助金を交付し、もって就学前教育の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき認可を受けて設置された私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）をいう。
- (2) 保育料等 入園料及び保育料をいう。
- (3) 設置者 私立幼稚園の設置者をいう。
- (4) 補助決定者 補助金の交付の決定を受けた設置者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、私立幼稚園に就園する満3歳以上の園児の保護者（本市に居住する者に限る。）に対し、保育料等を減免する設置者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の限度額は、別表第1による。ただし、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいる場合において、別表第2を適用した方が世帯全体の負担額が低くなるときは、同表によることができる。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）
- (3) 保育料等の額を明らかにする書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請棄却（却下決定通知書（様式第5号））により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）又は私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定変更通知書（様式第7号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、私立幼稚園就園奨励費補助事業変更承認申請書（様式第8号）又は私立幼稚園就園奨励費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）とする。

2 前項の承認申請書には、事業計画書（様式第2号）及び保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助事業変更承認決定通知書（様式第10号）若しくは私立幼稚園就園奨励費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第11号）又は私立幼稚園就園奨励費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）若しくは私立幼稚園就園奨励費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（減免措置の方法の報告）

第10条 補助決定者は、保育料等の減免措置の方法を市長に報告しなければならない。

（実績報告書）

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は私立幼稚園就園奨励費補助事業実績報告書（様式第14号）とし、保護者から徴収した保育料等の減免についての確認書（様式第15号）を添付の上、保育料等の減免措置を完了した後速やかに提出しなければならない。

（確定通知書）

第12条 規則第15条の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金確定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（交付時期）

第13条 補助金は、規則第17条ただし書の規定による事前の交付を行うものとし、その交付時期は、別に定める。

（交付請求書）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（様式第17号）とする。

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付請求書（様式第18号）とする。

（取消通知書）

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定取消通知書（様式第19号）により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、私立幼稚園就園奨励費補助金返還通知書(様式第20号)により行うものとする。

(書類の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした書類を備えておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、補助決定者に対し前項の書類の提出を求めることができる。

(園児異動報告書)

第19条 補助金の交付の申請をした者は、園児異動報告書(様式第21号)により、毎月の園児の異動を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月8日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

2 この要綱は、国の幼稚園就園奨励費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額 (年 額)		
		(第 1 子)	(第 2 子)	(第 3 子以降)
		1 人就園の園児及び 同一世帯から 2 人 以上就園している場合 の最年長園児	同一世帯から 2 人 以上就園している場合 の次年長園児	同一世帯から 3 人 以上就園している場合 の左記以外の園児
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による 保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による支援給付を受給している世帯	保 育 料 等 の 額	308,000円	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税又は均等割額 のみの世帯		272,000円	290,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯		115,200円	211,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
上記以外の世帯		—	154,000円	308,000円

- 注 1 市民税の所得割課税額は、調整控除・税額控除前の額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を適用する。

$$\text{上記の補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数}) \div 12 \text{ (百円未満四捨五入)}$$
ただし、当該年度において入園料の納付があった場合は、次の算式を適用する。

$$\text{上記の補助限度額} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満四捨五入)}$$
- 4 実際の保育料等支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、若しくは通園し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を受け、若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する園児については、当該兄又は姉が幼稚園に就園しているものとみなして、この表を適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

区 分	補助対象経費	補 助 限 度 額 (年 額)	
		(第 2 子)	(第 3 子以降)
		小学校 1 年生から 3 年生までに在学する兄又は姉(これらに準ずる者として市長が定める者を含む。以下同じ。)を 1 人有する園児で、1 人就園のもの及び同一世帯から 2 人以上就園している場合の最年長のもの	小学校 1 年生から 3 年生までに在学する兄又は姉を 1 人有し、かつ、同一世帯から 2 人以上就園している場合の次年長以降の園児及び小学校 1 年生から 3 年生までに在学する兄又は姉を 2 人以上有している園児
生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受給している世帯	保育料等の額	308,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税が非課税又は均等割額のみ在世帯		290,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 77,100円以下の世帯		211,000円	308,000円
当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200円以下の世帯		185,000円	308,000円
上記以外の世帯		154,000円	308,000円

- 注 1 市民税の所得割課税額は、調整控除・税額控除前の額とする。
- 2 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。
- 3 途中入園又は退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を適用する。
- 上記の補助限度額×(保育料の支払月数)÷12(百円未満四捨五入)
- ただし、当該年度において入園料の納付があった場合は、次の算式を適用する。
- 上記の補助限度額×(保育料の支払月数+3)÷15(百円未満四捨五入)
- 4 実際の保育料等支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 5 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、若しくは通園し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を受け、若しくは児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育を受ける就学前児童の兄又は姉を有する園児については、当該兄又は姉が幼稚園に就園しているものとみなして、この表を適用する。